

(目的)

第1条 この告示は、月形町内に所在する商工業者等における人材の確保に要する経費及び町内に住所を有する職員に対する経済的支援等に要する経費を補助することにより、商工業者等の人材不足の解消及び定住化の促進を図るため、予算の範囲内で月形町商工業者等就労定着支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、月形町補助金等交付規則(平成11年月形町規則第1号)に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この告示において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 商工業者等 商工会法(昭和35年法律第89号)第2条に規定する商工業者、社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人をいう。
- (2) 職員 商工業者等において雇用した職員をいう。
- (3) 人材確保施策費用 商工業者等が町内の事業所等で勤務する職員を安定的に確保するために実施する事業のうち次に掲げる費用をいう。
  - ア 公共職業安定所及び求人情報サイト等登録に要する費用
  - イ 求人情報が掲載されたポスター及びパンフレット等作成に要する費用
  - ウ 就職説明会の開催及び合同説明会への参加に要する費用
  - エ 奨学金制度に要する費用
  - オ その他町長が認める費用
- (4) 就労定着費用 商工業者等が町内の定住を促進するために実施する事業で次に掲げる費用をいう。
  - ア 職員が居住する目的で商工業者等が住宅、アパート、寮等を月形町内に確保及び維持するために要する費用
  - イ その他町長が認める費用

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、月形町内に事業所(現に事業の用に供していると認められるものに限る。以下同じ。)を有し事業を営む商工業者等(個人事業主にあつては町内に住所を有する者)で、引き続き事業継続の意向を有する者とする。

- 2 前項に該当する商工業者等のうち、定款等に基づき、複数の運営事業を実施している場合にあっては、それぞれの運営事業に係る経理を明確に区分し、かつ各運営事業の責任者が明確に区分されている場合においては、各運営事業ごとに補助対象とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付の対象としない。
  - (1) 月形町暴力団の排除の推進に関する条例(平成25年月形町条例第13号)に規定する暴力団員等である者
  - (2) 町税及び町の公共料金を滞納している者
  - (3) その他町長が適当でないと認める事業を行う者

(補助対象期間)

第4条 補助対象期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、人材確保施策費用及び就労定着費用のうち補助対象期間内において商工業者等が現に支出した費用とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、前条に掲げる補助対象経費の総額からこの告示に基づく補助金以外に交付を受けた補助金等の額を控除した2分の1以内の額とし、50万円を限度とする。ただし、その額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、月形町商工業者等就労定着支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付し、町長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 町内で事業を営んでいることが分かる書類
- (3) その他町長が必要と認める書類

(交付決定及び通知)

第8条 町長は、前条の申請があつたときは、その内容を審査し、補助金の可否を決定し、月形町商工業者等就労定着支援事業補助金交付(不交付)決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更又は中止)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた申請者(以下「補助事業者」という。)は、交付決定を受けた補助事業の変更又は中止をする場合は、月形町商工業者等就労定着支援事業補助金変更(中止)承認申請書(様式

第4号)を町長に提出しなければならない。

(補助事業の変更又は中止の承認)

第10条 町長は、前条の規定による申請書が提出されたときは、その内容を審査し、承認するときは、月形町商工業者等就労定着支援事業補助金変更(中止)承認(不承認)通知書(様式第5号)により、補助事業者へ通知するものとする。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から起算して30日以内又は補助対象事業の実施年度の3月末日のいずれか早い日までに月形町商工業者等就労定着支援事業補助金実績報告書(様式第6号)に次の各号に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

(1) 事業実績報告書(様式第7号)

(2) 補助対象経費の支出が確認できる書類

(3) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第12条 町長は、前条に規定する実績報告があったときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、月形町商工業者等就労定着支援事業補助金確定通知書(様式第8号)により、当該補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第13条 補助事業者は、補助金の交付請求をするときは、月形町商工業者等就労定着支援事業補助金交付請求書(様式第9号)を町長に提出するものとする。

(補助金交付決定の取消し等)

第14条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部を返還させることができる。

(1) この告示に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な行為により交付を受けたとき。

(3) その他町長が補助金の交付を適当でないと認めたとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、月形町商工業者等就労定着支援事業補助金交付決定取消通知書(様式第10号)により、補助事業者へ通知するものとする。

(委任)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項については町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号(第7条関係)

年 月 日

月形町長 様

申請者 住所  
事業者名  
代表者名

月形町商工業者等就労定着支援事業補助金交付申請書

月形町商工業者等就労定着支援事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき、次のとおり申請します。

記

1 交付申請額等

|                               |          |   |
|-------------------------------|----------|---|
| (1) 補助対象経費                    |          | 円 |
| 内訳                            | 人材確保施策費用 | 円 |
|                               | 就労定着費用   | 円 |
| (2) その他補助金<br>(当該事業に係るものに限る。) |          | 円 |
| (3) 交付申請額 (1) - (2)           |          | 円 |

2 添付書類

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 町内で事業を営んでいることが分かる書類
- (3) その他町長が必要と認める書類

様式第 2 号（第 7 条関係）

事業計画書

1 事業の概要

| 対象事業     |                                    | 概要                   |  |
|----------|------------------------------------|----------------------|--|
| 人材確保施策費用 | （１）公共職業安定所及び求人情報サイト等登録に要する費用       | 掲 載 サ イ ト、掲載期間、企画内容等 |  |
|          | （２）求人情報が掲載されたポスター及びパンフレット等作成に要する費用 | 委託業者、企画内容等           |  |
|          | （３）就職説明会の開催及び合同説明会への参加に要する費用       | 名 称、開催時期、開催場所等       |  |
|          | （４）奨学金制度に要する費用                     | 事業概要等                |  |
| 就労定着費用   | （５）職員が居住する目的による住宅確保及び維持するための費用     | 事業概要等                |  |

2 採用予定者数（町内事業所への採用に限る）

\_\_\_\_\_人※派遣及び有期雇用契約による採用を除く。

様式第3号（第8条関係）

月 号  
年 月 日

様

月形町長

月形町商工業者等就労定着支援事業補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった月形町商工業者等就労定着支援事業補助金について、月形町商工業者等就労定着支援事業補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 補助金交付決定額
- 円
- 2 不交付決定理由

様式第4号(第9条関係)

年 月 日

月形町長 様

申請者 住所  
事業者名  
代表者名

月形町商工業者等就労定着支援事業補助金変更(中止)承認申請書

年 月 日付けで交付決定を受けた月形町商工業者等就労定着支援事業補助金について、下記のとおり変更(中止)したいので、月形町商工業者等就労定着支援事業補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 交付申請額
- 変更前 円
- 変更後 円
- 2 変更の内容

3 変更の理由

4 添付書類

- (1) 変更後の事業が分かる書類
- (2) その他町長が必要と認める書類

様式第 5 号（第 1 0 条関係）

月 号  
年 月 日

様

月形町長

月形町商工業者等就労定着支援事業補助金変更（中止）承認（不承認）通知書  
年 月 日付けで申請のあった補助金変更（中止）の承認（不承認）について、  
月形町商工業者等就労定着支援事業補助金交付要綱第 1 0 条の規定により通知します。

記

- 1

補助金交付決定額

変更前

円
- 変更後

円
- 2

不承認理由

年 月 日

申請者 住所  
事業者名  
代表者名

年 月 日付で交付決定を受けた月形町商工業者等就労定着支援事業補助金に係る事業が完了したので、月形町商工業者等就労定着支援事業補助金交付要綱第11条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

1 交付決定額 円

|   |          |   |
|---|----------|---|
| 内 | 人材確保施策費用 | 円 |
| 訳 | 就労定着費用   | 円 |

- (1) 事業実績報告書(様式第7号)
- (2) 補助対象経費の支出が確認できる書類
- (3) その他町長が必要と認める書類

様式第7号（第11条関係）

事業実績報告書

1 完了した事業の概要

| 対象事業     |                                     | 概要               |  |
|----------|-------------------------------------|------------------|--|
| 人材確保施策費用 | (1) 公共職業安定所及び求人情報サイト等登録に要する費用       | 掲載サイト、掲載期間、企画内容等 |  |
|          | (2) 求人情報が掲載されたポスター及びパンフレット等作成に要する費用 | 委託業者、企画内容等       |  |
|          | (3) 就職説明会の開催及び合同説明会への参加に要する費用       | 名称、開催時期、開催場所等    |  |
|          | (4) 奨学金制度に要する費用                     | 事業概要等            |  |
| 就労定着費用   | (5) 職員が居住する目的による住宅確保及び維持するための費用     | 事業概要等            |  |

2 採用人数（町内事業所への採用に限る）

\_\_\_\_\_人※派遣及び有期雇用契約による採用を除く。

様式第 8 号(第 1 2 条関係)

月 号  
年 月 日

様

月形町長

月形町商工業者等就労定着支援事業補助金確定通知書

年 月 日付けで申請のあった月形町商工業者等就労定着支援事業補助金実績報告に基づき、下記のとおり補助金の額を決定したので、月形町商工業者等就労定着支援事業補助金交付要綱第 1 2 条の規定により通知します。

記

補助金交付確定額 円

様式第 9 号(第 1 3 条関係)

年 月 日

月形町長 様

申請者 住所  
事業者名  
代表者名

月形町商工業者等就労定着支援事業補助金交付請求書  
年 月 日付けで補助金の交付決定を受けた月形町商工業者等就労定着支援  
事業補助金として、月形町中小企業者等支援事業補助金交付要綱第 1 3 条の規定により、  
下記のとおり交付されるよう請求します。

記

1 請求金額 円

2 振込先

| 金融機関名 | 本・支店名 | 預金の種類   | 口座番号 | 口座名義人 |
|-------|-------|---------|------|-------|
|       |       | (普通 当座) |      |       |

様式第10号(第14条関係)

月 号  
年 月 日

様

月形町長

月形町商工業者等就労定着支援事業補助金交付決定取消通知書  
年 月 日付け月 号で交付決定した標記補助金について、月形町商工業者等就労定着支援事業補助金交付要綱第14条の規定により、次のとおり交付の決定を取消しましたので通知します。

- |           | 記 |
|-----------|---|
| 1 交付決定額   | 円 |
| 2 交付決定取消額 | 円 |
| 3 取消理由    |   |